

平成23年7月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 先本英雄

平成23年(ハ)第116号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年6月10日

判 決

山口県 [redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

同訴訟復代理人弁護士

[redacted]

田 邊 一 隆

田 畑 元 久

京都市 [redacted]

被 告

同代表者代表取締役

同 訴 訟 代 理 人

アイフル株式会社

[redacted]

[redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金93万5714円及び内金74万3100円に対する平成23年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求 主文同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、平成5年9月8日から、継続的に金銭消費貸借取引を行い、別紙計算書の「年」、「月」、「日」欄記載の各

年月日に、同「貸付金」及び「支払金」の各欄記載の金額について、継続的に借入と弁済を繰り返してきた（以下「本件取引」という。）。

(2) 本件取引を、利息制限法（行為当時のもの。以下同じ。）所定の利率により引き直して計算すると、別紙計算書のとおり過払金が生じており、当該過払金について、原告は同額の損失を被り、被告は法律上の原因なくしてこれを利得している。

(3) 被告は、前項の利得について、民法704条の悪意の受益者である。

(4) よって、原告は、被告に対し、次の各金員の支払を求める。

ア 民法703条の不当利得返還請求権に基づく、本件取引によって生じた過払金74万3100円

イ 民法704条前段に基づく、本件取引によって生じた過払金に対し平成23年2月1日までに生じた利息19万2614円及び同日の翌日以降支払済みまでの年5分の割合による利息

2 被告の原告に対する反論等の要旨

(1) 本件取引は、下記ア及びイの各期間ごとに、二つの別個独立の取引である。アの取引で生じた過払金をイの取引の貸付金に充当し、一連のものとして引き直し計算することは認められない。

ア 平成5年9月8日から平成8年11月21日までの取引

（以下「第1取引」という。）

イ 平成9年2月20日から平成22年12月10日までの取引

（以下「第2取引」という。）

(2) 被告は、民法704条の悪意の受益者には該当しない。

被告は、貸金業法（行為当時のもの。以下同じ。）43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があった。

なお、被告現存利益は、過払元金の一部に留まる。

(3) 仮に被告が悪意の受益者であったとしても、民法704条に基づく利息発生の起算日は、訴状送達の日翌日とすべきである。

(4) 抗弁（消滅時効）

被告は、本件第2回口頭弁論期日（平成23年5月13日）において、本訴提起から10年より前に取引により原告に生じた本件過払金返還請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 原告の再反論等の要旨

(1) 第1取引と第2取引は1個の連続した取引である。

(2) 仮に各別の基本契約が存在していたとしても、次の事情からすると、第1取引により発生した過払金を第2取引で生じた債務に充当する旨の合意が存在するものと解することができる。

ア 第1取引は、平成5年9月8日から平成8年11月21日の3年2か月以上の長期間にわたっている。

イ 第1取引終了から第2取引開始までの期間は、わずか91日である。

ウ 第1取引と第2取引の約定利率は、いずれも29.2パーセントと同一である。

(3) 本件過払金返還請求権の消滅時効は、取引終了日から進行するから、被告の消滅時効の抗弁は理由がない。

第3 裁判所の判断

1 甲1及び弁論の全趣旨によると、本件取引がなされたことが認められる（なお、別紙計算書の「年」は平成の元号年と認められる。）。

2 被告は、本件取引は2個の別個独立の取引であり、第1取引で生じた過払金を第2取引の貸付金に充当し、一連のものとして引き直し計算することは認められない旨主張するので、検討する。

(1) 関係の証拠によると、次の事実が認められる。

ア 被告から開示された取引計算書（甲1）に現れた第1取引及び第2取

引の各元金残高からすると、各取引の貸付限度額は、第1取引については5万円、第2取引については50万円であったものと推認することができる。

イ 第1取引について、平成8年11月21日の弁済金額が1円単位のものであること、約定の利率によった場合、同弁済により元金残高がゼロになっていることが認められ、これらの事実からすると、債務者とすれば、一旦消費貸借取引を清算するつもりであったと推認することができる。

ウ ご利用明細書兼領収書（控）（乙1、2-1、2-2）の記載によると、第1取引と第2取引とは、異なる契約番号が用いられていたものと認められる。

これらの事実は、第1取引と第2取引とは、それぞれ異なる基本契約に基づくものと認める方向に働く事実といえる。

しかし、他方で、甲1によると、次の事実も認められる。

エ 第1取引は、平成5年9月8日から平成8年11月21日の3年2か月以上の長期間にわたっているのに対し、第1取引の最終の弁済から第2取引の最初の貸付けまでの期間はわずか91日間にすぎない。

オ 第1取引終了時と第2取引開始時の約定利率は、29.2パーセントであり、同一である。

カ 第1取引と第2取引とは、同一の口座を用いて取引がなされている。

これらの事実は、第1取引と第2取引とは、共に同一の基本契約に基づくものと認める方向に働く事実といえる。

更に、第2取引の最終弁済は平成22年12月10日であり、約定の利率によれば同弁済によっても元金残高が残っていたことが認められる（甲1）のであるから、被告にとっては、第2取引は未だ継続中のものであったといえることができる。仮に第2取引開始時に改めて基本契約が締結され

ていたのであれば、ごく最近まで取引継続中であった第2取引の基本契約書の控えが被告の手元になく、書証として提出できないというのは不自然であるといわざるをえない。

以上の諸事実及び弁論の全趣旨を総合すると、第1取引と第2取引とは、共に同一の基本契約に基づくものと推認するのが相当である。

なお、甲1及び弁論の全趣旨によると、同基本契約は、これに基づいて同一の貸主と借主との間で継続的に貸付け及び弁済が繰り返される金銭消費貸借取引を予定したものであり、いわゆる過払金充当合意を含んでいるものと推認することができる。

(2) そうすると、第1取引で生じた過払金を第2取引の貸付金に充当することは当然にできるから、第1取引及び第2取引は、一連のものとして引き直し計算をすることができる。

(3) なお、仮に第1取引と第2取引とが別個の基本契約に基づく取引だったとしても、上記認定事実を総合すると、第1取引と第2取引とは事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができ、第1取引により発生した過払金を第2取引で生じた債務に充当する旨の過払金充当合意が存在するものと解することができるから、いずれにしても、第1取引及び第2取引は、一連のものとして引き直し計算をすることができる。

3 貸金業者が制限超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件では、被告は、貸金業法43条1項の適用があることについては何ら主張、立証していないから、同条項を適用する余地はない。

また、貸金業法43条1項の適用を受けるためには、債務者の行う個々の弁済が、貸金業法17条の規定により法定の契約書面を交付している者に対する支払であること及び貸金業法18条の規定により法定の受取証書を交付した場合における支払であることが必要であるほか、利息制限法に定める制限を超える金銭を、債務者が任意に支払うこと等も必要であるところ、仮に被告が貸金業法17条及び18条所定の書面を交付する一般的業務態勢を取っていたとしても、そのことや被告が主張する事実だけでは貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があると認めるには足りない。

そうすると、被告が前記悪意の受益者であるとの推定を覆すことはできない。

なお、被告は悪意の受益者と推定されるから、現存利益が過払元金の一部に留まるとする被告の主張はその前提を欠き、失当である。

4 金銭消費貸借の借主が利息制限法1条所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生のおきから同条前段所定の利息を支払わなければならない。本件取引についてもこれが妥当することは、最高裁の判例に照らし明らかである。

5 基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、同基本契約がいわゆる過払金充当合意を含む場合には、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行する（この理は、基本契約を異にする複数の取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合についても、同様に当てはまる。）。

本件取引について生じた過払金返還請求権の消滅時効は、本件取引終了時

である平成22年12月10日から進行するから、被告の消滅時効の抗弁に理由がないことは明らかである。

第4 まとめ

以上の認定説示を前提にすると、原告の請求は理由がある。

なお、仮執行免脱宣言の申立ては相当でないから却下する。

防府簡易裁判所

裁 判 官 西 岡 雅 和

これは正本である。

平成23年7月29日

防府簡易裁判所

裁判所書記官 先 本 英

